

小規模事業者関連施策の概要

平成26年1月
中小企業庁

1. 小規模事業者関連施策

<小規模事業者の対応策>

①ビジネスモデルの再構築

【予算】

- ・小規模事業者支援パッケージ事業(25補正、145億円)
 - 持続的な経営に向けた経営計画の作成セミナー・相談会、実施のための補助金、専門家派遣
 - ITを活用した販路開拓促進支援
 - 物産展、アンテナショップの運営
- ・小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経)(26当初、40億円)
 - 上限額の拡充(1500万→2000万)
- ・認定支援機関による経営改善計画策定支援(基金の延長)
- ・ものづくり・商業・サービス補助金(25補正、1,400億円)

【税制】

- ・中小企業投資促進税制の拡充等

<支援機関の対応策>

○きめこまかな対応、高度な支援

【法律】

- ・「商工会、商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の改正
 - 商工会、商工会議所の認定制度の創設

【予算】

- ・小規模事業者等人材・支援人材育成事業(26当初、5億円)

②多様な・新たな人材の活用

【予算】

- ・地域創業促進事業(26当初、8億円)
 - 創業スクール(仮称)の実施
- ・創業促進補助金(25補正、44億円)
 - 新たな需要に応じた創業に対する補助、産業競争力強化法に基づく創業支援
- ・事業引継ぎ支援センターの全国展開
- ・中小企業・小規模事業者人材対策事業(基金の延長)
 - 未就職の新卒者、再就職希望の主婦、シニアとのマッチング

【その他】

- ・経営者保証に関するガイドラインの適用開始

③地域ブランド化・にぎわい創出

【予算】

- ・小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業(26当初、15億円)
- ・中小企業・小規模事業者連携促進支援事業(異分野・農商工連携)(26当初、11億円)
- ・商店街活性化支援事業(25補正、225億円)
- ・地域商業自立促進事業(26当初、39億円)

【その他】

- ・地域活性化に係る関係府省との連携

- ・小規模事業者統合データベース整備(支援パッケージ事業の一部)
- ・認定支援機関の支援能力等向上(同上)
- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ創業支援事業(26当初、41億円)
 - 支援体制強化(よろず支援拠点の整備・専門家派遣)
 - 支援ポータルサイト(ミラサポ)

2. 主な小規模事業者関連施策の概要

<小規模事業者の対応策>

①顔の見える信頼関係をより積極的に活用したビジネスモデルの再構築

【予算】

・小規模事業者支援パッケージ事業(25年度補正、145億円)

-経営計画の作成のためのセミナー・相談会

小規模事業者が自社の経営環境を理解し、持続的な経営に向けた経営計画の作成を促すため、地域に密着した商工会・商工会議所がセミナー・相談会を開催。

-経営計画の実施のための補助金、専門家派遣

小規模事業者が、経営計画の実施に当たって、商工会・商工会議所と一体となって、販路開拓に取り組む費用(チラシの作成費用や商談会参加のための運賃など)の2/3を補助(補助上限50万円、雇用を増やす場合は100万円)、必要となる専門家を派遣(3回まで無料)。特に、従業員規模が小さい小規模事業者を重点的に支援。

-ITを活用した販路開拓促進支援

小規模事業者に対して、HP作成から各種eコマースサイトの利用、注文に対する対応等のノウハウ等について、セミナーやe-learningを通して幅広く情報提供等を実施。

-物産展・アンテナショップの運営

商工会・商工会議所等が物産展やアンテナショップの運営を実施。小規模事業者等は参加費無料で出品できる。

・小規模事業者経営改善資金融資事業(26年度当初、40億円)

-商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を受けている小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資。事業計画の策定等を要件とし、貸付上限額を1,500万円から2,000万円に拡充。

・認定支援機関による経営改善計画策定支援(基金の延長)

-小規模事業者等の経営改善計画の策定に対して、経営改善支援センターを通じて、認定支援機関が計画の策定支援やフォローアップ等を実施。中小企業金融円滑化法の期限到来後も、小規模事業者等の経営改善支援に引き続き万全を期すため、基金の設置期限を延長。

・ものづくり・商業・サービス補助金(25年度補正、1,400億円)

-試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入など、中小企業者が事業革新に取り組む費用の2/3を補助(補助上限額1,000万円、医療・環境エネルギーなどの特定分野1,500万円、小規模事業者特別枠700万円)。

【税制】

・**中小企業投資促進税制の拡充**

-NC旋盤など、工業界等で生産性向上に資することを証明した設備等への税制優遇措置について、以下の上乗せ措置を創設。

①初年度100%償却可能。

②個人事業主や資本金3,000万円以下の小規模な事業者が税額控除を選択する場合、控除割合が7%から10%に拡大。

③資本金3,000万円超1億円以下の中小企業も税額控除(7%)を選択可能。

・**少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例**

-30万円未満の全ての減価償却資産(建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等)を取得した際、初年度100%償却可能。

②多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開創出

【予算】

・地域創業促進事業(26年度当初、8億円)

-全国300箇所で「創業スクール(仮称)」を開催し、創業希望者の基礎知識の習得からビジネスプラン作成までを支援。

・創業促進補助金(25年度補正、44億円)

-創業者向け補助金

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の2/3を補助(補助上限200万円)。

-産業競争力強化法に基づく創業支援

産業競争力強化法における創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業者支援の取組(創業者への継続的な経営指導やビジネススキルアップ研修、コワーキング事業など)に対して支援(補助率2/3)。

・事業引継ぎ支援センターの全国展開

-課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行う「事業引継ぎ支援センター」を全国展開。

・中小企業・小規模事業者人材対策事業(基金の延長)

-小規模事業者等が優秀な人材を確保できるよう、就職できていない新卒者等、育児や定年等で退職し、再就職を希望する主婦やシニア人材とのマッチングを支援。具体的には、小規模事業者等が実施する職場実習を支援するほか、顔が見える関係づくりから、採用・定着までを一貫して支援するための出前講座や説明会、研修等を実施。

【その他】

・経営者保証に関するガイドラインの適用開始

-経営者の個人保証について、

①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと

②早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来 of 自習財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円から360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなど検討すること

③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

などを定めたガイドラインを策定。利用を希望する者に対する専門家派遣を実施。

③クリティカル・マスを超える注目度の創出・演出を通じた地域のブランド化・にぎわいの創出

【予算】

・小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業(26年度当初、15億円)

- 世界に通用するブランド確立のため、小規模事業者等が連携して行う商品開発や、海外展示会出展などにかかる費用の2/3を補助。(補助上限額:2,000万円)
- 地域資源活用促進法に基づき、小規模事業者等が農林水産物や観光資源などの地域の資源を活用して行う新商品・新サービスの開発や国内展示会出展などにかかる費用の2/3を補助。(補助上限額:3,000万円、4社以上連携する場合は4,000万円)

・中小企業・小規模事業者連携促進支援事業(異分野・農商工連携)(26年度当初、11億円)

- 新事業活動促進法や農商工連携促進法に基づき、中小企業・小規模事業者等が連携して行う新商品開発や販路開拓等を支援。

・商店街活性化支援事業(25年度補正、225億円)

- 地域住民の安心・安全な生活環境を守るための事業(防犯カメラの設置などに加え、子育て・高齢者支援施設の整備や高齢者向け宅配サービスの提供などを追加)に要する費用の2/3を補助。(補助上限額:1.5億円)
- 消費を喚起するイベントや商店街のセールの実施に要する費用(チラシの作成、配布などを含む)を全額補助。(補助上限額:400万円、参加商店街数に応じて上限額を引き上げ)

・地域商業自立促進事業(26年度当初、39億円)

- 商店街の空き店舗への店舗誘致や、コミュニティスペースの整備などの取組に要する費用の2/3を補助。(補助上限額:5億円)

【その他】

・地域活性化に係る関係府省との連携

- 小規模事業者の振興に当たって、関係府省が連携し、地域活性化を通じた小規模事業者の支援を行うことが重要との指摘を踏まえ、地域活性化に係る関係府省との連携を図る。

<支援機関の対応策>

○事業者の課題を自らの課題ととらえたきめこまかな対応、支援機関・行政の総力を挙げた高度な支援

【法律】

・「商工会、商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の改正

－小規模事業者による需要開拓や経営承継等のため、必要に応じて他の支援機関等とも連携しながら、小規模事業者による経営計画の策定・実施を支援する商工会・商工会議所の支援計画を国が認定。認定を受けた商工会・商工会議所に対し、中小機構による情報提供を行うとともに、成功事例の横展開を図る。

【予算】

・小規模事業者等人材・支援人材育成事業(26年度当初、5億円)

－小規模事業者を支援する経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修を行うとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供。

・小規模事業者統合データベース整備(小規模事業者支援パッケージ事業の一部)

－小規模事業者等の経営診断情報(カルテ)を統合データベース等として整備し、経営課題に応じたきめ細かな支援情報の提供や継続的な支援等に活用。

・認定支援機関の支援能力等向上(同上)

－認定支援機関の支援事例の調査等を通じ、モデルとなる優良なものを選定。これらの事例を共有し、認定支援機関の質の向上を促進するとともに、小規模事業者等が最適な支援機関を選べる体制を整備。

・中小企業・小規模事業者ワンストップ創業支援事業(26当初、41億円)

－支援体制強化(よろず支援拠点の整備・専門家派遣)

地域の支援体制を強化するため、様々な経営課題を解決するための具体的なアドバイス、支援機関等の連携促進等を行う「よろず支援拠点」を各都道府県に整備するとともに、個別具体的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施。(別添参照)

－支援ポータルサイト(ミラサポ)

支援ポータルサイト「ミラサポ」を運営し、専門家や先輩経営者と時間にとらわれずに経営相談を行い、国や地方の課題やニーズに合わせた支援施策をわかりやすく提供。

よろず支援拠点の設置について

- ◆ 政府としては、全国各地の商工会・商工会議所等に加え、平成24年11月から税理士や地域の金融機関等を認定支援機関として認定し、支援の担い手の裾野の拡充、支援能力の向上等に取り組んでいるところ。さらに、本年9月以降、支援機関等同士が連携して、事業者支援を行うための連携体（地域プラットフォーム）の形成を促進してきているところ。
- ◆ 各支援機関（地域プラットフォーム等を含む）の支援レベル・質・専門分野、活動内容等には機関ごと地域ごとにバラツキがあるなど課題も存在。他方、一部の機関では魅力的な支援体制を構築し、全国から注目されている事例も存在。
例：富士市産業支援センターf-Biz（売り上げ拡大等に向けた解決策の提示・継続支援で成果を挙げているモデル）
板橋区立企業活性化センター（他機関等が対応しない経営改善案件を丁寧に対応していくモデル） など
- ◆ また、小規模企業振興基本法等小規模事業者支援の充実を目指す中でも、支援体制の強化に取り組むことは急務。
- ◆ このような中、経営支援体制を強化するため、
 1. 既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」
 2. 事業者の課題に応じた適切な「チームの編成を通じた支援」
 3. 「的確な支援機関等の紹介」等の機能を有する「常設拠点（よろず支援拠点）」を各都道府県に設置する。また、拠点の能力向上、活動支援、評価、拠点間連携等を図るための全国本部を設置する。

よろず支援拠点を活用した支援体制のイメージ図

※既に支援を受けている機関と共同での相談も含む。

中小企業・小規模事業者

